

第2表

社内取引明細表

平成20年4月1日から

平成21年3月31日まで

1. 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	10,475	基準託送供給料金相当額等取引収益	149,770
アンシラリーサービス取引費用	3,366	接続検討料相当額取引収益	0
振替損失調整額取引費用	145	変更賦課金相当額取引収益	-
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	1,498		
合計	15,485	合計	149,771

(注) 「一般電気事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令」(平成20年経済産業省令第47号)により電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたため、当事業年度の社内取引明細表は、同省令附則第4条第1項ただし書の規定を適用して、改正後の電気事業託送供給等収支計算規則に基づいて作成している。

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2. 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	130,590
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	9,516
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	120
予備送電サービス料金相当額取引収益	478
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	Δ1,412
変動範囲内発電相当額取引収益	10,472
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	-
他社購入電源費取引収益	3
合計	149,770

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	0

(記載注意)

- 1 接続検討料に、事業者における送配電外部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	-

(記載注意)

- 1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
負荷変動対応電力取引費用	10,472
地帯間販売電源料取引費用	0
他社販売電源料取引費用	1
近接性評価割引額取引費用	-
合計	10,475

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続供給託送収益対応分	-
基準託送供給料金相当額対応分	3,366
合計	3,366

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
振替損失調整額取引費用	145

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続供給託送収益対応分	-
基準託送供給料金相当額対応分	1,498
合計	1,498

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。